

# レッドリスト改訂に伴う指定希少野生動植物等の指定について

自然保護課

## 1 指定の趣旨

- ①10年ぶりの県版レッドリスト改訂により絶滅のおそれのある種が増加
- ②前回指定（H16～H18）から10年が経過、指定当時から種の生息状況等も変化
- ③種の生息状況に即し、柔軟に指定・解除を目指す

## 2 長野県版レッドリストの改訂状況

### (1) 県版レッドリスト改訂前後の掲載種数比較（植物群落は除く） （単位：種）

分類群		今回(植物 2014) (動物 2015)	前回(植物 2002) (動物 2004)	比較増減
植 物	維管束植物	804	759	+45
	蘚苔類・藻類・地衣類・菌類	211	190	+21
動 物	脊椎動物	98	81	+17
	無脊椎動物	505	329	+176
計		1,618	1,359	+259

### (2) レッドリストカテゴリー別種数内訳（今回の改訂結果）

掲載種数 1,618 種の内、絶滅の危機に瀕している種数（I類）は 692 種（約 43%）

分類群		I類 (CR+EN)	I A (CR)	I B (EN)	II類 (VU)	I + II	準絶 (NT)	合計
植 物	維管束植物	-	271	221	146	-	166	804
	蘚苔類・藻類・地衣類・菌類	52	-	-	55	36	68	211
動 物	脊椎動物	21	22	25	30	-	-	98
	無脊椎動物	61	5	14	156	-	269	505
計		134	298	260	387	36	503	1,618

（参考）県版レッドリスト概念

絶滅危惧 I 類	CR+EN	絶滅の危機に瀕している種	絶滅危惧種
絶滅危惧 II 類	VU	絶滅の危機が増大している種	
準絶滅危惧	NT	存続基盤が脆弱な種	
情報不足	DD	評価するだけの情報が不足している種	
留意種	N	特殊な事情を有するため留意すべき種	

### 3 希少野生動植物の指定状況等

(1) 条例根拠 長野県希少野生動植物保護条例 第8条第1項

#### (2) 指定区分・定義

指定区分	指定の考え方	捕獲規制
指定希少野生動植物	希少な野生動植物のうち、存続に支障を来す事情があり、保護の必要があるもの	届出必要 (学術研究…不要)
特別指定希少野生動植物	上記の指定希少野生動植物のうち、生息や分布状況が限定され、特に緊急に保護を図る必要があるもの	原則禁止 (学術研究…許可)

#### (3) 指定状況

(単位：種)

分類群	指定	うち特別指定	指定年月日
維管束植物	52	14	H16.2.19 (52種)
脊椎動物	9	2	H17.3.22 (9種)
無脊椎植物	12	4	H18.3.30 (10種)、H22.4.30 (1種)、 H27.6.22 (1種…アカハネバツタ)
計	73	20	

H28年2月末現在

### 4 種の指定候補の選定の考え方

- ・絶滅の危機に瀕する種の内、採集圧が懸念される種を中心に指定希少野生動植物に指定
- ・追加指定、指定解除、特別指定希少野生動植物の指定などについて今後も継続的に検討  
(県民等からの指定提案は県のホームページにて意見を継続的に募集中)

#### (1) 指定候補の絞り込み

- ① 県版レッドリストの絶滅危惧ⅠA類及びⅠ類に区分される種の中から選定
- ② 上記①の区分以外で県民等から指定提案があった種など、相当の理由があるもの
- ③ 上記①②の内、採集圧が懸念され、保全が必要な種
- ④ 絶滅危惧種であって、他法令・条例等との整合性の観点で指定の必要のあるもの

#### (2) 指定候補からの除外

- ① 個体識別が困難な種
  - ・ 蘚苔類、藻類、地衣類、菌類 (グループ)
  - ・ 維管束植物のイネ科、カヤツリグサ科などの植物 など
- ② 指定により農林漁業などで人間生活に支障が発生する種
  - ・ 天然・養殖の判別が困難で、選択的な捕獲が困難な種 (漁業)

## 5 種の指定について

### (1) 分類群・条例区分別指定種数内訳

(単位：種)

分類群	条例区分	指定済み	今回指定	合計	備考
維管束植物	指定	52	-	52	
	うち特別指定	14	-	14	
脊椎動物	指定	9	-	9	
	うち特別指定	2	-	2	
無脊椎動物	指定	12	7	19	7 亜種
	うち特別指定	4	-	4	
計	指定	73	7	80	
	うち特別指定	20	-	20	

### (2) 種の名称・指定理由

種の名称	指定の理由	参考
ゴマシジミ 本州中部亜種	主に里地里山の管理された草地に生息する亜種で、管理放棄や開発等による生息環境の変化に伴い個体数が減少。採集圧も懸念され、保護を図る必要がある。県民等の保護要請も高い。	国内指定希少 野生動植物種 県 RL：I B
ゴマシジミ 八方尾根・白山亜種	山岳域の草地に生息する亜種で、生息環境の変化に伴う個体数の減少が懸念される。採集圧も懸念され、同種の本州中部亜種との一体的な保護が望ましい。県民等の保護要請も高い。	県 RL：II 類
タカネヒカゲ 北アルプス亜種	森林限界以上の高山帯に生息する亜種で、個体数が少ない。採集圧も懸念され、既に条例で指定している同種の八ヶ岳亜種との一体的な保護が望ましい。県民等の保護要請も高い。	県天然記念物 県 RL：準絶
アサマシジミ 中部高地帯亜種 (ヤリガタケシジミ)	高地に生息する亜種で、個体数が少ない。生息環境の変化や採集圧が懸念され、保護を図る必要がある。県民等の保護要請も高い。	県天然記念物 県 RL：II 類
アサマシジミ 中部低地帯亜種	低地に生息する亜種で、里地里山の管理放棄や開発等による生息環境の変化に伴い個体数が減少。採集圧も懸念され、同種の中部高地帯亜種との一体的な保護が望ましい。県民等の保護要請も高い。	県 RL：II 類
クモツマキチョウ 北アルプス・戸隠亜種	高地に生息する亜種で、地形改変や植生遷移等の生息環境の変化に伴い個体数が減少。採集圧も懸念され、既に条例で指定している同種の南アルプス・八ヶ岳連峰亜種との一体的な保護が望ましい。県民等の保護要請も高い。	県天然記念物 県 RL：準絶
ミヤマモンキチョウ 北アルプス亜種	森林限界以上の高山帯に生息する亜種で、個体数が少ない。採集圧も懸念され、既に条例で指定している同種の浅間連山亜種との一体的な保護が望ましい。県民等の保護要請も高い。	県天然記念物 県 RL：準絶

※ 県 RL…長野県版レッドリスト 動物編(2015)

## 6 指定に関する検討経過及び今後の予定

月 日	会 議 等	内 容 等
11月 6日	第2回専門委員会	種の指定・基準見直し意見交換
11月 17日	環境審議会	種の指定（諮問）
11月 18日	指定意見提案募集を開始	県HPで意見・提案を随時募集
2月 8日	第3回専門委員会	指定の考え方、指定候補の検討
3月 上旬	指定最終案の取りまとめ	専門委員と文書等で調整
3月 10日		最終案の委員長確認
3月 17日	長野県環境審議会	種の指定 答申予定
3月 下旬	公告縦覧	異議申し立て（2週間、～4月上旬）
4月 下旬	指定告示	

- ・公告縦覧で利害関係者から意見が提出された場合は公聴会を開催
- ・公聴会を開催した場合、手続きの関係から指定は3ヶ月ほど遅れる見込み

## 7 指定に関するご意見

○環境審議会 平成27年11月17日（火）開催 指定の諮問

- ご意見概要
- ①指定意見の幅広い収集
  - ②個体識別の難しい種の指定への対応
  - ③今後の指定の方針

ご 意 見	対 応 等
<p>・今後の進め方について、ホームページでの意見・提案募集の他に団体等に対して直接照会したらどうか。 【小川委員】</p>	<p>・県民参加となるよう、幅広く呼び掛けることとした。</p>
<p>・個体識別が容易でない種の指定についてはどう対処するか。 【平林議長】</p>	<p>・専門委員会で専門的見地から検討したい。 ↓ 検討の結果、指定の実効性を確保する観点から、個体識別が容易でない種は指定から除外することとした。</p>
<p>・レッドリストの掲載状況と比較すると条例の指定種数が少なく感じるが、今後、指定はどのように進めるか。 【柳平委員】</p>	<p>・希少な野生動植物は県民の貴重な財産。幅広い視点から種の指定について検討してまいりたい。</p>

○**県民等ご意見** 平成27年11月18日(水)～ (随時募集中)  
絶滅危惧種26種について指定等の意見・提案

**ご意見概要** (生息地情報等を含むため、詳細内容については記載を省略)

- ・採集圧の高い種とその現状 (監視活動の限界)
- ・地域的に減少が著しい種とその現状
- ・食草保護も含めた生息環境の保全
- ・土地所有者等が知らずしてダメージを与えているケースへの対処 (行政関与)

○**専門委員会** 平成 27 年 11 月 6 日 (金)  
 平成 28 年 2 月 8 日 (月) 開催

**検討内容** 指定候補を絞り込むための条件、指定候補種の検討

- ご意見概要** ①運用上で支障とならないよう指定種を検討することが必要  
 ②条例理念の更なる浸透 (普及啓発)

ご 意 見	対 応 等
・指定に伴う捕獲の許認可が学術研究の妨げにならないようにする必要がある。 <b>【土田委員】</b>	・学術捕獲が許可制となる特別指定希少野生動植物の指定については慎重に検討してまいりたい。
・指定後は事業者などが現場の運用で混乱せずに対応できるよう十分な検討が必要。 <b>【栗山委員】【開藤委員】【元島委員】【吉田委員】【市川委員】</b>	・指定の条件、対象種の範囲など慎重に検討してまいりたい。
・指定は検討を終えた種から順次指定したらどうか。 <b>【藤山委員】</b>	・指定はそのように進めるほか、今後においては県民提案のあった種も含め、順次検討してまいりたい。
・指定に係る適用除外事項の取り扱いが緩いと条例が形骸化する恐れがある。 <b>【協力者:大塚技師】</b>	・条例の運用についても、来年度以降、点検してまいりたい。
・I A類など絶滅の危険性が高い種は、原則条例で守る姿勢を強く打ち出すことも必要。 <b>【藤田委員】</b>	
・条例理念の県民への浸透が更に必要。 <b>【藤山委員】【藤田委員】【福江委員】</b>	・あらゆる機会を通じ、条例理念の浸透を図るとともに、各種事業を通じて保全対策を進めてまいりたい。
・生物多様性が減少している現実がある中、対策が前進するよう前向きに検討を。 <b>【藤山委員】</b>	